

発議案第 1 1 号

新たな日本学術会議法の廃止を求める意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第 9 9 条及び会議規則第 1 4 条第 1 項の規定により提出します。

令和 7 年 6 月 2 5 日

八千代市議会議長 末 永 隆 様

提出者	八千代市議会議員	伊 原 忠
賛成者	八千代市議会議員	堀 口 明 子
	同	飯 川 英 樹
	同	三 田 登

提案理由

国に対し、新たな日本学術会議法の廃止を強く求める。

これが、本案を提出する理由である。

新たな日本学術会議法の廃止を求める意見書

現行の日本学術会議法を廃止し、別組織に作り変える日本学術会議改正法が成立した。この法律は、成立前から、日本学術会議の歴代会長 6 氏の声明を始め、日本弁護士連合会などの多くの団体から、「日本学術会議の独立性・自律性・自主性を奪い、政府の意向に従う組織へと変質させるもの」との抗議や廃案を求める声が相次いだものである。

戦後、1949年に発足した日本学術会議は、科学者たちの戦争協力への反省と再び同様の事態が起きることへの懸念から、1950年に「戦争を目的とする科学の研究は絶対にこれを行わない」旨の声明を発表し、1967年には同じ文言を含む「軍事目的のための科学研究を行わない声明」を発表している。こうした日本学術会議の平和を求める姿勢は、日本国憲法の下では当然のことであり、多くの国民の共感・支持を集めてきた。

ところが、2020年、日本学術会議の会員候補 6 名に対し、当時の菅義偉首相が任命を拒否するという人事介入を行い、その理由についての説明責任を問われているにもかかわらず、政府は日本学術会議を自らに従属する組織にするための法人化法案を提出したのである。

かつて、権力にとって都合の悪い学問・科学は許さないとして行われた学問・科学に対する政治支配が戦争に直結した歴史を絶対に繰り返してはならない。

よって、本市議会は国に対し、新たな日本学術会議法の廃止を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年7月4日

八千代市議会

提出先

内閣総理大臣様